

国自安第137号の2
国自旅第393号の2
国自貨第91号の2
令和3年12月27日

一般社団法人 全国霊柩自動車協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長
旅客課長
貨物課長

遠隔点呼実施要領について

標記について、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

